

【 建設交通部 】

件 名	個人情報の取扱いについて
<p>申立概要 【受理 2. 4. 27】</p>	<p>令和2年4月、住宅課の職員が申立人が電子申請した公文書公開請求書を添付したメールを送信してきた。 メールに個人情報を添付した理由、適正不適正の認識、不適正ならば謝罪と具体的な再発防止策を求める。 また、申立人の個人情報についてインターネットでのやり取りは他になかったか確認してほしい。</p>
<p>確認事項 【通知 2. 8. 12】</p>	<p>以下のとおり確認した。 当時、申立人からの公文書公開請求及び個人情報開示請求が同時期に多数あり、類似の内容と思われる請求も多かったことから、住宅課からの問合せの意図を正確に把握してもらうためメールに申立人からの請求書を添付して問合せを行った。 申立人からの問合せを受け、住宅課が個人情報保護の制度所管課に意見を求めたところ、電子メールにおける個人情報の取扱いについて定めた規定はなく、一概に不適正な取扱いであったとは言えないものの、取扱いには十分留意するようにとのことであり、また、情報システム所管課にも情報セキュリティに関する規定や電子メールの運用ルール等について問合せ、メールに添付する情報についての規定はないとのことであった。 住宅課としては、今後も、個人情報の保護に万全を期すこととしている。 なお、申立人の情報のインターネット上でのやり取りは、住宅課から申立人への当該のみで、その他は行っていない。</p>